

長岡京市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して予算の範囲内においてその経費の一部を補助することに関し、長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽で、別表第1に掲げる要件全てに適合するものをいう。
- (2) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅(小規模店舗等を併設したもの(併設された店舗等の床面積が、総床面積の2分の1未満のものに限る。))を含む。)をいう。

(補助金の交付)

第3条 長岡京市浄化槽設置整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる事業は、別表第2に掲げる地域において専用住宅に浄化槽を設置する者に対し、設置に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 販売目的で浄化槽付住宅等を建築する者
- (3) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 市税の滞納がある者
- (5) 過去に補助金の交付を受けて設置した浄化槽のうち、耐用年数に満たない浄化槽の付替え(著しい機能低下等市長が特に必要と認める場合を除く。)を行う者
- (6) 本市域内に住所を有しない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第3により算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する交付申請書は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(別記第1号様式)によるものとし、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期日までに交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は確認済証の写し
- (2) 浄化槽法第7条の規定に基づく検査の実施承諾書の写し
- (3) 浄化槽処理対象人員算定書の写し
- (4) 設置場所の附近見取図

- (5) 浄化槽の配置図(放流先が分かるようにすること。)
 - (6) 申請者と工事施工者との工事請負契約締結を証する書面
 - (7) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (8) 納税証明書
 - (9) 住民票の写し(原本に限る。)
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、交付しないと決定した者に対しては浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、それぞれ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達するため、必要な条件を付することができる。

(事業変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、浄化槽設置整備事業変更承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに浄化槽設置整備事業実績報告書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 浄化槽工事完了報告書の写し
- (4) 使用開始報告書の写し
- (5) 施工写真
- (6) 浄化槽設置に係る領収書の写し

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(別記第6号様式)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、速やかに浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(別記様式第7号)により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該補助対象者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第 11 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、補助金の交付を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(証拠書類の保存)

第 13 条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿等その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(工事の確認)

第 14 条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

浄化槽の要件

- | |
|---|
| 1 浄化槽法第 4 条第 2 項に規定する構造基準に適合するもの |
| 2 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率 90%以上、放流水 BOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するものであること。 |
| 3 処理対象人員 10 人以下のもの |

別表第 2(第 3 条関係)

対象となる地域

- | | |
|--|--|
| 公共用水域の水質保全対策を促進する必要がある地域であって、右欄に掲げる地域以外のもの | 1 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項又は同法第 25 条の 3 第 1 項の規定に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域 |
| | 2 その他市長が別に定める地域 |

別表第3(第4条関係)

補助金額等

1 基準額	2 対象経費	3 補助金額
5人槽 332,000円 6人槽～7人槽 414,000円 8人槽～10人槽 548,000円	長岡京市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、専用住宅に浄化槽を設置する者が、同施設設置に要する経費	(1) 第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定した額と対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額 (3) その他特に市長が認めた場合は、この限りでない。

別記第1号様式(第5条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

申請者 住所 長岡京市
氏名

印

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、長岡京市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 設置場所（地名地番） 長岡京市
- 2 交付申請額 金 円
- 3 専用住宅の所有者 (1)本人 (2)共有(人) (3)その他()
- 4 着工予定年月日 年 月 日
- 5 完了予定年月日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は確認済証の写し
 - (2) 浄化槽法第7条の規定に基づく検査の実施承諾書の写し
 - (3) 浄化槽処理対象人員算定書の写し
 - (4) 設置場所の附近見取図
 - (5) 浄化槽の配置図（放流先が分かるようにすること。）
 - (6) 申請者と工事施行者との工事請負契約締結を証する書面
 - (7) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (8) 納税証明書
 - (9) 住民票の写し（原本に限る。）
 - (10) その他市長が必要と求める書類

別記第2号様式(第6条関係)

長岡京市指令 第 号
年 月 日

(申請者氏名) 様

長岡京市長 印

浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、浄化槽設置整備事業補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

交付条件

1 事業完了期限

補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了してください。

2 承認事項

補助対象者は、1の規定の期限までに補助事業を完了することができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けてください。

3 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

4 補助金の確定等

市長は、3の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知します。

5 補助金の交付等

補助金は、4の規定による補助金の額の確定後、速やかにその金額を交付します。

別記第3号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

印

浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました浄化槽設置整備事業補助金につきまして、長岡京市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第3条第2項に基づき、不交付となりましたので通知いたします。

別記第4号様式(第7条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

申請者 住 所
氏 名

印

浄化槽設置整備事業変更承認申請書

年 月 日付長岡京市指令第 号で補助金交付決定通知を受けました浄化槽設置整備事業につきまして、下記のとおり事業内容の変更を承認くださるよう申請します。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理 由)

別記第5号様式(第8条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

申請者 住所
氏名 印

浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付長岡京市指令第 号で交付決定通知のありました上記補助事業を完了しましたので、長岡京市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
 - (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
 - (3) 浄化槽工事完了報告書の写し
 - (4) 使用開始報告書の写し
 - (5) 施工写真
 - (6) 浄化槽設置に係る領収書の写し

別記第 6 号様式(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

長岡京市長 印

浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で、実績報告のありました浄化槽設置整備事業補助金については、長岡京市
浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 9 条に基づき、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

別記第7号様式(第10条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

申請者 住 所 長岡京市
氏 名

印

浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

長岡京市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助金を請求します。

なお、補助金は、次の口座に振り込んでください。

(口座名義人は申請者本人に限る。)

金融機関名		支店名	
科目	普通 当座		
口座番号			
ふりがな			
口座名義人			

※ゆうちょ銀行の場合、振込用の店名・預金種目・口座番号（振替口座）が必要です。